

有害使用済機器品目一覧

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【政令第十六条の二】

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるように設計した物を除く。】
 - ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具